

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	カード交付推進室
委託業務名	執務室移転に伴う LAN 敷設等ネットワーク構築業務
委託業務場所	大津市御陵町
概要	執務室移転に伴う通信機器の新設・移設及び LAN ケーブルの敷設、ネットワーク接続テスト等
履行期限	令和 3 年 8 月 2 日まで
契約年月日	令和 3 年 7 月 1 3 日
契約金額	2, 2 8 8, 0 0 0 円
契約の相手方	[所在地] 京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町 1 [名称] 富士通 Japan 株式会社 京都支社
契約相手方の選定理由	当該事業者は、本市の情報通信ネットワーク構築に当初から参画していた富士通ネットワークソリューションズ(株)から業務移管された事業者であり、本市の通信機器の設置状況や通信ケーブルの敷設状況を把握している唯一の業者であるため。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。